

「多胎ファミリーピアサポート事業費補助金」について（Q&A）

補助要件について

Q 1. 補助金の対象となる取組みは、どのような内容となりますか？

A 1. 多胎児育児に特有の悩みや課題の解決、家庭同士の交流の促進（交流会の開催）、ピアサポーターによる外出支援などの取組みが対象となります。家庭が集まる交流会のほか、オンラインで開催される事業も対象となります。具体的な内容について疑義がある場合は、あらかじめご相談ください。

Q 2. 同じ事業について、他の補助金を活用している事業は申請できますか？

A 2. 補助対象経費を重複して、国、県、市町村等の他の補助金を受ける場合は、この補助金の対象となりません。

● 交流会の開催について

Q 3. 計画提出時には5組以上の参加予定があったが、当日参加できず、実際の参加者は5組を下回った場合、補助の対象とならないのでしょうか？

A 3. 広域的かつ幅広い方の参加を促すことを目的として、原則として、複数の市町村からの5組以上の参加を求めています。お子さんの発熱等によるキャンセルなどのやむを得ない理由がある場合は、5組を下回ることになっても補助の対象とします。

Q 4. 複数回の交流会を予定していますが、何回まで補助金を受けることができますか？

A 4. なるべく多くの家庭の参加が可能となるよう、新川地区、富山地区、高岡地区、砺波地区で各2回程度開催される事業への助成を想定しています。同一団体が複数回の交付を受けることは不可ではありませんが、補助申請数の状況、開催の場所、時期等を勘案の上、補助対象事業を決定いたします。

Q 5. 交付申請前に購入した物品等を交流会に使用した場合も、補助対象経費に含めてよいのでしょうか？

A 5. 対象になりません。交付申請後に支出している必要があります。なお、実績報告時に支出日の確認できる領収書などの提出が必要となります。また、補助金は公金であるため、支出済の経費であっても、内容が適切でないものについては、補助対象外となり、返還していただくこととなります。

● 外出支援について

Q 6. 外出支援は都度の要請で実施することになると思いますが、都度報告が必要でしょうか？

A 6. 外出支援は、依頼先の場所、回数が年度当初で計画できないので、補助金交付申請時には、概算で申請することになりますが、実績報告の時点でまとめて報告ください。

Q 7. 外出支援をするピアサポーターは、資格が必要でしょうか？

A 7. ピアサポーターには、特に資格は必要ありませんが、必要となる知識習得のための研修受講などに努めてください。

Q 8. 外出支援の保険の判断は？

A 8. 外出支援の対象人数、支援内容に応じて傷害保健・賠償責任保険に加入してください。

その他

Q 9. 交流会等の開催、外出支援に際し、注意することはありますか？

A 9. 補助金交付要綱やQ&Aに記載されている事項を遵守するとともに、多数の人が集まる場合は責任者を1名配置し、事故防止・感染症防止に十分留意されるようお願いします。

Q10. 申請等の窓口はどこになりますか？

A 10. 富山県厚生部こども家庭室子育て支援課になります。(市町村窓口を経由する必要はありません。)